

中古早期の「使」構文について

Shi (使) Construction in Early Middle Chinese

高 柳 浩 平

要 旨

本稿では、上古期から中古早期に大きな意味変化を生じたとされる「使」構文（使役主＋使＋被使役主＋V2）の通時的解釈に重点を置きつつ、その発展に対して、文法化理論を具体的に適用して考察することで、その原型的意味は派遣義であり、命令義を経て使動義に定まるというプロセスを予測した。そして、研究が手薄であった中古早期の文献（『世説新語』『百喻経』）の調査を試み、上古期から続く「使」の文法化の進捗を確認して、その統語的特徴を確かめることで、「使」構文に用いられる語の類型が増していることを突き止め、派生形式（使役主＋V1＋被使役主＋使／令＋V2）が出現していることも明らかにした。更に、調査の結果明らかとなった「使」構文の被使役主が省略される現象の増加を足掛かりに、意味と形式の対応を重視する類像性（iconicity）の理論を用いて、「使」構文発展に関する新たな動機付けを提起することを試みた。

キーワード

「使」、中古漢語、使役構文、文法化、類像性

0. はじめに

上古期¹⁾から中古期にかけて、漢語に発達した分析的使役構文として「使」構文がある。例 (1) (2) は上古期、例 (3) (4) は中古早期の用例である。

- (1) 晉侯使賈華伐屈。(『左伝・僖公六年』)²⁾
 (晉侯は賈華を派遣して屈を討伐させた。)
- (2) 定王使王孫滿勞楚子。(『左伝・宣公三年』)
 (定王は王孫滿に命じて楚子を勞わせた。)
- (3) 使君輩存，令此人死！(『世説新語・傷逝』)
 ([天は] お前のような輩を生き永らえさせて，この人を死なせるとは！)
- (4) 不但自失其利，復使餘人失其道業。(『百喻経・為惡賊所劫失 喻』)
 (自分が利を失っただけでなく，また余所の人にも修行の道を失わせた。)

上古期の例 (1) (2) の「使」は，使役主³⁾ (晋侯・定王) が被使役主 (賈華・王孫滿) に派遣や命令をして，V2 (伐・勞) をさせるという意味を表している。一方，時代を経て中古早期の例 (3) (4) では，「使」の表す意味が抽象化されており，派遣や命令といった内容的な意味は読み取れず，「使」は文中で使役マーカーとして作用している。一般的に，ある語が次第に文法的要素となる変化を「文法化 (Grammaticalization)」と呼ぶが，上古期から中古早期にかけ「使」に文法化が生じたことは，既に定説となっている。しかし，その変化の「過程」は先行研究で明らかになっている一方で，なぜ変化したのかという「要因」に包括的に言及する研究は，徐丹 2003，范曉 2005，大西 2009，曹晋 2011 など数少なく，主張も一致を見ない箇所が見られるなど，研究は未だ十分とは言えない。更に，文法化が一層進行した中古早期の「使」や，それを文献調査で数量的に確かめた研究も，曹晋 2011 などを除けば僅かで，中古早期における「使」構文の特徴も十分に明らかになっているとは言えない。

そこで本稿では，上古期から中古早期までの「使」構文の通時的解釈に重点を置きつつ，段階的な文法化理論を「使」の変化に具体的に適用して考察し，その原型的意味を予測する。更に，上古期の「使」構文の様相を

踏まえた上で、中古早期の文献（『世説新語』『百喻経』）を調査し、文法化の進捗と構文の特徴を確かめる。最後に、「使」構文が形式を縮約化させながら直接使役的な意味を表出していく過程を、形式と意味の対応を重視する類像性 (iconicity) の理論を用いて解釈することで、「使」構文発展の新たな要因を提起することを試みる。

1. 上古期の「使」

1.1 「使」の原義

大西 (2009: 13) によれば、「使」は最も早く先秦の甲骨文に見え、例 (5) の如く「派遣義 (使役主が被使役主を派遣してV2をさせる)」を表していた⁴⁾。

- (5) 史 [使]⁵⁾ 人往于唐。(『甲骨文合集・5544』)

(人を派遣して唐に往かせた。)

実際、刘文正 (2014: 142)、刘振平 (2016: 112-113) が『甲骨文合集』中の全77例を抽出して調査すると、全てが派遣義を表していた。徐丹 (2003: 231)、张丽丽 (2005: 125-126)、梁银峰 (2006: 64) も、「使」の原義は派遣義であり、当時、強い語彙的意味を持っていたことを認めている。注目すべきは、例 (5) に見られるように、甲骨文中においても既に兼語文の形式を採って用いられていたことである。刘文正 (2014: 142) の調査では、前述の全77例の内54例 (約70%) が兼語式の形式で出現していたという。

一方で、范晓 (2005: 135-136, 143) は、「使」の原義を「命令義 (使役主が被使役主に命じてV2をさせる)」と見なし、後に派遣義が生じたとしているが、些か違和感がある。両義の差異を敢えて示すなら、被使役主の空間的移動を伴うのが派遣義で、必ずしも被使役主の空間的移動を要求しないのが命令義である⁶⁾。前章で触れた動詞の意味の抽象化という観点から見れ

ば、甲骨文中の「使」構文が、一様に被使役主の空間的な移動（多くの場合、人や軍隊が遠方に赴くこと）を伴っていたとされることを考慮すると、後代に至り、被使役主の空間的移動を必ずしも要求しない用法（=命令義）が生じたとするほうが、合理的な解釈である。例で示せば、前例（5）から以下の例（6）（7）の如く変化したということである。

(6) 鄭人使我掌其北門之管（『左伝・僖公三十二年』）

（鄭人が私に鄭の北門の鍵を扱わせた。）

(7) 寡君乏使，使鍼御持矛。（『左伝・成公十六年』）

（わが君は使者に乏しいため、私〔鍼鍼〕に矛を持たせ侍らせている。）

陈国华（2016：65）の調査によれば、後漢に成立した『論衡』に命令義が189例出現した一方、派遣義が1例も検出されていないことも、この予測を裏付けるものであると考えられる。

1.2 「使」の文法化

派遣義から命令義へと変化していた「使」は、上古末期に近づくにつれて、徐々に語彙的機能から文法的機能を担う語へと変化する「文法化（Grammaticalization）」が本格的に生じ、従来の派遣義・命令義から、「被使役主にV2（動作）をさせる」もしくは更に抽象化された「被使役主をV2（状態）に至らしめる」という「使動義」を表す例が増加し始めるという（徐丹 2003：231-232、大西 2009：14など）。以下、『論衡』中の使動義の例である。

(8) 麻扶緇染，使之直黑。（『論衡・率性』）

（麻が助けたり緇が染めたりすると、これを真っすぐや黒にする。）

(9) 此言孔子之德，能使水卻，不湍其墓也。（『論衡・書虚』）

(これは孔子の徳が、水を逆流させ、その墓に当たらなかったことを言う。)

(10) 怒而觸不周之山，使天柱折，地維絶。(『論衡・談天』)

([共工は] 怒って不周山にぶつかり、天柱を折って、地維を折った。)

上古期に「使」が、使動義に見られる文法的機能を担う語へと変化する趨勢のあったことは、もはや定説となっている。これらは、上古期の「使」について文献調査を試みた李佐丰 1989、陈国华 2016などによって数量的裏付けも得られている。調査によれば、春秋戦国頃の成立である『左伝』に「使」は1170例出現し、以下の例(11)(12)の如く派遣義・命令義⁷⁾などを表す例が約1100例出現して93%以上を占めていたが、例(13)の如く使動義を表す例は70例ほどで約7%しかなかった(李佐丰 1989: 29-30)。

(11) 巴子使韓服告于楚。(『左伝・桓公九年』)

(巴子は韓服を派遣して楚に知らせた。)

(12) 晉侯使呂相絶秦(『左伝・成公十六年』)

(晋侯は呂相を派遣して秦と縁切りさせた。)

(13) 何故使吾水滋？(『左伝・哀公八年』)

(どうして私の水田を汚すのか?)

しかし、後漢成立の『論衡』には、命令義などを表す例が189例出現した一方で、例(8)(9)(10)のように使動義を表す例も148例出現し、総数の約43%を占めていた(陈国华 2016: 63-66)。以上の調査結果からも、「使」は上古期を通じて文法化が進み、より抽象的な意味である使動義を表出するようになったことには疑いないだろう。

1.3 文法化のプロセス

「使」が文法化を通じて、その意味を内容語的な派遣義・命令義から機能語的な使動義へと変化させたことは、決して偶然ではない。Hopper & Traugott (1993 : 2) は、通時的な視点から見る文法化現象について「grammaticalization is usually thought of as that subset of linguistic changes through which a lexical item in certain uses becomes a grammatical item, or through which a grammatical item becomes more grammatical. (文法化はふつう、ある文脈で使われていた語彙項目が文法的項目になる、あるいは文法的項目がより文法的になる、言語変化の部分集合と考えられる。)」と説明している。提唱した Meillet 1912以降、Heine 1991, Hopper & Traugott 1993, Bybee 1994など、文法化を包括的に論じる研究は多い。しかし、その本質は、「使」の意味変化にも見られるように、ある語が実質的な意味を失って機能語へと向かう一連の過程にある。ひとまず本稿では、最も一般的とされる、Hopper & Traugott 1993の説に則って論じることとする。

Hopper & Traugott (1993 : 75-93) によれば、文法化は初期段階において「語用論的推論 (pragmatic inferencing)」なる作用が働き、以降「意味の漂白化 (bleaching)」などの作用によって進行していくと説く⁸⁾。平明に言えば、語用論的推論とは「文脈の含意としての意味が繰り返し用いられることで形式として習慣化すること」で、意味の漂白化とは「語の実質的意味が希薄になって喪失されるようになる」ことである。肝心なのは、先ず言語の使用場面（典型的には会話）によって臨時的な意味がもたらされ、後で従来の意味の喪失が起こるということである。文法化の初期段階において、唐突に原義が喪失されることはない。

話を漢語に戻せば、「使」の通時的研究では「語法化 (文法化)」という語が盛んに用いられても、「使」の段階的な意味変化 (派遣義→命令義→使動義) が、具体的に文法化のいずれのプロセスに該当するのかということに言及

した論はあまり見られない。そこで、本稿では、以下に図示して、試行的に「使」の文法化の一連のプロセスを予測することを試みる。

① 語用論的推論の段階

	上古早期	→	上古中期	→	上古晚期
【派遣義】	●		●		(ほぼ消失)
【命令義】	○		●		●

(※「●」は表出的意味、「○」は潜在的意味を表す)

② 意味の漂白化の段階

	上古中期	→	上古晚期	→	中古早期
【具体性】	強		中		弱

「使」は上古早期（～西周頃）において、原義である「被使役主を派遣してV2をさせる」という派遣義と共に、既に含意として「被使役主に命じてV2をさせる」という具体性の強い命令義も兼ね備えていたが、潜在的であって表出的意味ではなかった。しかし、文脈における度重なる推論（命令義のみの用法が文脈中に頻繁に用いられる）の結果、派遣義は表出的な意味ではなくなり、徐々に命令義のほうが強く表出されるようになり、「使」の中心的な意味として取り込まれていった（①語用論的推論）。その後、命令義が慣習化して表出的意味となったものの、次第に意味が漂白され、具体性を失い、より抽象的な使動義を表出するようになり、文中で機能語としての性格を強めていった（②意味の漂白化）。

つまり、語用論的推論の段階で「使」に生じた変化とは、甲骨文に見られる純粹な派遣義の用法から、以下の例（14）の如く派遣義とも命令義とも解釈できるような用法を経て、後に、例（15）のような命令義の用法に定まる、漸次的な変化のことである。

(14) 為巨室，則必使工師求大木。工師得大木，則王喜。(『孟子・梁惠王章句下』)

(大きな宮殿を作るならば、きっと大工に命じて〔派遣して〕大木を探させるでしょう。大工が大木を見つければ、王は喜びましょう。)

(15) 王使子誦，子曰。(『戦国策・秦策五』)

(王は子楚に暗誦するよう命じると、子楚は言った。)

語用論的推論とは、あくまで語用的 (pragmatic) なレベルにおいて生じる変化を指し、この段階では、「使」と組み合わされる語 (使役主・被使役主・V2) の性質に大きな変化は起きていなかったと推測される。しかし、文法化の次段階として意味の漂白化が生じると、「使」は使動義に転じ、いよいよ「使」と組み合わされる語の性質にも変化が生じると共に、語の類型も増し、相乗的に「使」の意味も抽象度を強めていったというプロセスがあったと考えられる。詳しくは後述するが、派遣義・命令義では、使役主と被使役主にいずれも有情 (animate) 物が要求される一方、使動義では、いずれか、もしくは両方が無情 (inanimate) 物であってもよい。このような項の性質の変化は、意味の漂白化の段階で生じたのである。

以上では、文法化において最も一般的とされる、2つの作用 (語用論的推論→意味の漂白化) を経るという段階的なプロセスを「使」に適用して考察し、その文法化の道筋を予測した。特に、西周以前の文字資料の乏しさを補うという点では、このような高度に普遍性を持つ理論的アプローチが漢語に寄与するところは大きいと考えられる。

2. 「使」文法化の統語的要因

前章で述べた「使」が、文法化を進めて意味の漂白化の段階に至ると、語彙レベルで論じるだけでなく、如何なる構文的環境下で用いられたのか

という、統語レベルでの観察が特に重要となる。盧濤（1998：82）の言う「文脈がなければ文法化もない」とは、まさにこの事を指摘するものである。意合的、文脈依存的な性格の強い漢語の文法化の要因を突き止める上では、特に統語的に見る視点が求められよう。形態変化の無い漢語は、語の形からそれらを突き止めることは出来ないのである。「使」構文は、「使」を除けば、基本的には使役主、被使役主、V2の3つの文法成分によって構成されるが、それらにどのような変化が起きたかを確かめることは、帰納的に「使」の意味変化を炙り出すことにもつながる。

上古期の「使」文法化の統語的要因を包括的にまとめる研究は徐丹 2003に始まり、范晓 2005、大西 2009、曹晋 2011などが続く。いずれも構文的环境の変化が要因となって文法化を促進したと説くが、主張が異なり、未だ一致を見ない。先行研究に基づき、要因を分類すれば「V2の自主性と動作性の減少」「使役主の自主性の減少と無情物化」「被使役主の自主性の減少と無情物化」の3種に大別することができる。以下、個別にまとめつつ、その他の要因についても随時触れる。また、各節で説明が重複する箇所があるが、「使役主」「被使役主」「V2」という3つの視点からそれぞれ説明を加えているということに留意されたい。

2.1 V2の自主性と動作性の減少

徐丹（2003：233-234）、范晓（2005：146-147）、大西（2009：23）、曹晋（2011：605）は、「使」文法化の要因の1つにV2の自主性と動作性の減少を挙げる。

【使】	派遣義・命令義	→	使動義
【V2】	動作動詞（自主性：強）	→	状態動詞（自主性：弱）

上図のように、派遣義・命令義では、使役主の要求によって、被使役主

が意図を持って動作（V2）を実行するという用法が主で、以下の例（16）（17）の如く、V2には自主性と動作性の強い動詞が用いられていた。曹晋（2011：605）によれば使役主は「被使役主がV2を実行する能力がある」と見なして初めてV2を用いていたという。視点を変えて、被使役主から述べれば、「被使役主がV2をコントロールすることが出来る」ということである。V2の自主性は、被使役主の自主性と言い換えても問題ないだろう。後節で改めて論じることとする。

(16) 公使太子伐東山。（『国語・晉語一』）

（公は太子を派遣して東山を討たせた。）

(17) 昔者趙簡子使王良與嬖奚乘。（『孟子・滕文公章句下』）

（かつて趙簡子は王良と嬖奚に馬に乗るよう命じた。）

しかし、徐々にV2が動作性と自主性を失い、以下の例（18）（19）（20）のような状態で自主性の弱い動詞が頻繁に用いられるようになると、「使」はこれに応ずるようにして、派遣義・命令義を脱して、より抽象的な使動義へと変化した。換言すれば、V2に状態動詞が用いられるようになった事は、被使役主がV2をコントロールする能力を喪失するのと等価であり、結果的に「使役主が被使役主を一方向的にV2という状態に至らしめる」という、極めて直接使役的な作用が被使役主に働くようになったと考えられる。

(18) 將命者出戶，取瑟而歌，使之聞之。（『論語・陽貨』）

（取次の者が戸口へ出る時、瑟を奏で歌い、これ〔孺悲〕に演奏を聴かせた。）

(19) 能與人規矩，不能使人巧。（『孟子・尽心下』）

（〔職人は〕人に角度や寸法を教えることは出来るが、人〔の技術〕を巧みにすることは出来ない。）

(20) 訾然使趙王悟而知文也。(『戦国策・趙策六』)

(何もせず趙王に悟らせて文〔の人柄〕を知らせたい。)

曹晋 (2011 : 605) の調査では、『左伝』の「使」構文のV2に「朝」「伐」「攻」「杀」「射」「侵」「告」など83種の自主性の強い動作動詞が618例出現していた。その一方で、V2に「知」「恶」「乱」「死」「絶」「坏」「忘」など22種の自主性の弱い状態動詞が用いられたのは24例(約3%)に過ぎず、各語1度のみ出現している例がほとんどである。時代を経て前漢に成立した『戦国策』では、V2に「告」「攻」「来」「召」「割」「往」「说」「见」など34種の動作動詞が147例出現した一方で、「悟」「知」「有」「信」「反」「富贵」「毕」「乏」など22種の状態動詞は35例(約20%)出現していることから、上古期に時代を経るにつれて、V2に状態動詞を用いた例が徐々に割合を増している様子が見られる。

また、宋亚云 (2017 : 140-145) の調査によれば、先秦では「使」構文のV2に用いられなかったが、漢代に至り用いられるようになったものとして、「长」「短」「多」「高」「近」「苦」「良」「美」「深」「正」など、169種類もの形容詞を挙げており、漢代以降、状態性の強い語がV2に置かれる例が大幅に増加し、その種類も豊富になっていったことが分かる。換言すれば、文法化が進行するにつれて、V2の類型も増していったということである。

2.2 使役主の自主性の減少と無情物化・事物化

徐丹 (2003 : 234)、范晓 (2005 : 145-146)、大西 (2009 : 23)、曹晋 (2011 : 607-608) は、「使」文法化の要因の1つとして、使役主の自主性の減少と無情物化を挙げている。

【使】	派遣義・命令義	→	使動義
【使役主】	有情物 (意図的)	→	有情物 / 無情物 (意図的 / 非意図的)

上図に示すように、派遣義・命令義では、使役主は「意図を持った自主性の強い有情物」であり、「派遣や命令をして被使役主にV2を実行させる」という、意図的で目的性の強い以下の例(21)のような用法が主であった。しかし、例(22)(23)の如く使役主の自主性が減少して無情物も用いる事が出来るようになるにつれて、「使」も使動義へと変化していった。

(21) 公使清沸魑助之。(『左伝・成公十七年』)

(公は清沸魑を派遣してこれを助けさせた。)

(22) 或濁或清，所在之勢使_レ之然也。(『論衡・率性』)

(〔水が〕濁ったり清んだりするのは、地勢がそのようにさせるのだ。)

(23) 是使賢君受空責，而惡君蒙虛名也。(『論衡・明雱』)

(この事が賢君に空責を受けさせ、悪君に虚名を受けさせるのだ。)

無情物が使役主として用いられることは、心理・自然・社会等を動力源とする、非意図的な「原因」が使役事象(使役主)となって、被使役事象(被使役主+V2)を引き起こすことになる⁹⁾。当然、無情物は派遣や命令といった働きかけをすることは出来ないし、そこには自主性も目的性も無い。徐丹(2003:234)は「当“使”字句的主语失去了“自主性”时，“使”就彻底虚化，成为使成句的句法标记词。(「使」構文の使役主が「自主性」を失った時、「使」は徹底的に文法化し、使役構文の文法マーカーになった。)」として、これを「使」文法化の主要因であると指摘する。

小方(2001:83-84)の調査によれば、使役主が無情物の例は『左伝』に

1例も出現していないものの、『韓非子』では218例中8例(約4%)、『論衡』では236例中16例(約7%)が無情物であったことから、上古期に徐々に増加する傾向にあったとまとめている。

「使」の文法化が進むと、無情物だけでなく種々の節(Clause)が使役主に用いられるようになったという(大西 2009:20-23, 曹晋 2011:606)。「使」前方の節が表す使役事象がきっかけとなって、「使」後方の節が表す被使役事象が生じるという、ポーズに隔てられた節と節の「因果」の紐帯としての役割を「使」が担っているのである。以下に例を示す。

(24) 猶藍丹之染練絲，使之為青赤也。(『論衡・率性』)

(藍や丹で練り糸を染め、これを青や赤にするようなものだ。)

(25) 辯照是非之理，使後進曉見然否之分。(『論衡・對作』)

(是非の道理を弁明することで、後輩に然るか否かの区別を悟らせる。)

肝心なのは、「使」が派遣義・命令義から使動義に変化したことで、「使」そのものは具体的な使役事象(派遣・命令)を明確に表せなくなったが、「使」の前方に無情物や節を用いることで、具体的な使役事象を表すことが出来るようになったということである。

尚、これは文法化のプロセスにおいて普遍的に見られる現象であり、Traugott(1982:252-256)によれば、その方向は以下のように予測される。

命題的(propositional) → テキスト的(textual) → 感情表現的(expressive)

つまり、当初「使」は命題的な意味(派遣義・命令義)を持つ語だったが、文法化の過程で使動義を表出するようになり、機能語的な性格を強めた結

果、「因果」に基づき前後の節につながりを与える、テキスト的な用法を得たのである。続いて、以下の例を見られたい。

(26) 曲折失意，使偽説傳而不絶。（『論衡・正説』）

（曲げ折って真実を失ったことが、偽説を伝えさせ絶えぬようにさせたのだ。）

上例(26)は、『尚書』の説家（解説者）が真実を損なわせたことが、後代に偽説を広めることになったという、説家の「責任」を追及している場面で「使」が用いられている。使役主と被使役主は無情物ながら、そこに「責任」という発話者の主観的な態度が込められていることは、まさに上表右端の、感情表現的な用法である。「使」は文法化の過程で、「責任」という主観的な概念をも表したとするならば、意図的な使役だけでなく、非意図的な使役にも生産的に用いられていたことも理解されよう。

2.3 被使役主の自主性の減少と無情物化

范晓（2005：146-147）、大西（2009：19-20）、曹晋（2011：604-607）は、文法化の要因の1つに、被使役主の自主性の減少と無情物化を挙げる。

【使】 派遣義・命令義 → 使動義

【被使役主】 有情物（自主性：強） → 有情物 / 無情物（自主性：弱 / 無）

上図に示すように、派遣義・命令義では、被使役主は「V2をコントロールする能力を持った自主性の強い有情物」であり、以下の例(27)の如く、使役主からの派遣・命令という要求に従ってV2を実行するという用法が主であった。この段階では、李佐丰（1989：29）、大西（2009：15）、曹晋（2011：605）が指摘するように、被使役主は「使役主から独立してV2を行う」と

いう、自主性が保たれていた。しかし、例(28)の如く、V2に状態動詞が用いられ被使役主の自主性が減少して、果ては、例(29)(30)の如く無情物が用いられるようになると、「使」は使動義へと変化していった。

(27) 子駟使賊夜弑僖公，而以瘡疾赴于諸侯。(『左伝・襄公七年』)

(子駟は賊を派遣して夜に僖公を殺させたが、諸侯には急病で死んだと知らせた。)

(28) 如之何其使斯民飢而死也。(『孟子・梁惠王章句上』)

(どうして民を飢えさせ死なせる事が出来ましょうか。)

(29) 稱治亦泰盛，使太平絶而无續也。(『論衡・宣漢』)

(治績を盛んに誉めても、太平を絶えさせ続かないようにさせるだろう。)

(30) 夫決水使之東西，猶染絲令之青赤也。(『論衡・本性』)

(堤を切り水を東や西に流すのは、糸を染めてこれを青や赤にするようなものだ。)

小方(2001: 81-82)の調査では、『左伝』に無情物が被使役主として用いられたのは以下の例(31)を含む2例のみだったが、『論衡』には72例が出現して、総数の約35%を占めていたとされる。以下の例(32)(33)は『論衡』における被使役主が無情物の例である。

(31) 無使罪至，為吳大伯，不亦可乎。(『左伝・閔公』)

(罪に至らせることなく、呉の大伯ようになるのは、何とよいことだろう。)

(32) 則能使氣溫，亦能使氣復寒。(『論衡・變動』)

(気象を温かくすることが出来たのだから、また気象を寒くすることも出来ましょう。)

(33) 案衍列傳，不言見拘而使霜降。(『論衡・變動』)

(郷衍の列伝をよく読んで、拘留されて霜を降らせたとは言っていない。)

被使役主に無情物が用いられた場合、その意味役割は対象 (theme) であり、当然、対象はV2をコントロールすることも出来なければ、自主性も皆無である。更に、2.1で述べたように、V2には状態動詞が用いられるようになることも考慮すれば、「対象を一方的にV2に至らしめる」という、極めて直接使役的な作用が働いていたはずである。

使役構文の類型的見地から述べれば、一般的に、分析的使役構文の被使役主は「意図を持つ有情物」であり、語彙的使役構文の被使役主 (対象) は「意図を持たない無情物」であることが基本である (高見 2012 : 72)。「使」構文も例に漏れず、当初、被使役主は有情物が基本であり、「使役主からの派遣・命令という間接的な働きかけによって被使役主がV2 (動作) を実行する」という、分析的使役構文のプロトタイプ的な用法が主であった。しかし、文法化によって、使動義を表すようになり、被使役主には無情物を用いることが出来るようになると、「使役主の直接的な働きかけによって被使役主にV2 (状態) という変化を生じさせる」という、語彙的使役構文の範疇であるとされる状態変化使役的な用法を獲得することになった。つまり、類型的に見れば上古期の「使」構文は、分析的使役構文に見られる間接使役から、語彙的使役構文に見られる直接使役へと変化する趨勢があったということになる。

2.4 その他の要因とまとめ

张丽丽 (2005 : 132) は、「使」の意味変化の根源的要因を「使」そのものに求め、まず「使」に「泛化 (generalization)」が生じてから、後に種々の統語的環境の変化が生じたとするが、この主張は受け入れ難い。「使」の統語的環境の変化と使動義への意味変化に先後の関係は無く、歩みを同じく

して相乗的に生じていったとするのが合理的な解釈であると考えられる。そもそも、張麗麗 2005が泛化という用語を引いた Bybee (1994 : 297) も「Everything that happens to the meaning of a gram happens because of the contexts in which it is used. (文法の意味に対して発生する全ては用いられる文脈によって発生する。)」として、意味変化や文法化の要因としての「文脈」を重視すべきであると指摘している。

以上が、これまで提唱されてきた「使」の文法化の諸要因である。留意すべきは、それぞれの要因は決して独立していたわけではなく、相互に関わり合いながら作用したということである。V2に状態動詞・形容詞が用いられるようになったことは、使役主の自主性が減少したことと無関係ではないし、被使役主の自主性が減少したことも無関係ではない。

但し、先行研究の多くは、漢代までで考察と検証が途切れており、「使」が更に文法化の度合いを高め発展したとされる、上古期以降の「使」構文の様相を窺い知ることは出来ない。そこで次章では、中古早期の伝世文献に実際にあたり、「使」構文の調査を試みる。

3. 魏晋南北朝期の「使」構文

前章の先行研究においては、「使」の文法化は、上古期以降“強力に”進んだと考えられていることから、上古期以降の伝世文献を調査すれば、文法化の進度を相応に反映した調査結果が得られるものと思われる。しかし、中古早期（魏晋南北朝期）の「使」構文を扱った先行研究は、上古期における同研究と比べて極めて少なく、数量的な調査を試みた研究（曹晋 2011）もあるが、十分に調べ尽くしているとは言い難い。そこで本稿では、中古早期の代表的な文献として、『世説新語』と『百喻経』を実際に調査し、上古期から続く「使」の文法化の進度を確かめると共に、「使」がいか用にいられていたかを実証的に明らかにする。

『世説新語』は、南朝宋の劉義慶（403-444）が書き上げ、5世紀前半の成立であるとされる。『百喻経』は、南齊の僧求那毘地が漢訳した仏教説話集で、5世紀末の成立であるとされる。また本章では「使」と同様の使動義を表していたとされる「令」¹⁰⁾も調査対象とする。

3.1 命令義と使動義

本節では『世説新語』と『百喻経』の「使」「令」構文の命令義と使動義の出現頻度を概観する。まず、『世説新語』に「使」「令」構文は合わせて175例出現し、内「使」構文が92例、「令」構文が83例であったことから、ほとんど偏りなく「使」と「令」が用いられていた様子が窺える。より仔細に見ると、全92例の「使」構文の内、命令義は49例、使動義は43例で、総数の約47%と半数近くが使動義を表していることは、上古期から脈々と続く文法化の進度を反映している。また、全83例の「令」構文の内、命令義は61例であるのに対し、使動義は22例で総数の約27%に留まり、文法化が如実に進んでいる様子は見られなかった。以下(34)(35)(36)は命令義の例、(37)(38)(39)は使動義の例である。

(34) 乃使元方將車，季方持杖後從。（『世説新語・德行』）

（そこで元方には車をひかせ、季方には杖を持ち後を従うよう命じた。）

(35) 淵使少年掠劫。（『世説新語・自新』）

（淵は若者に略奪をするよう命じた。）

(36) 石崇每要客燕集，常令美人行酒。（『世説新語・汰侈』）

（石崇は客を招いて宴会を開くたびに、いつも美女に酒をついで回るよう命じた。）

(37) 子弟亦何預人事，而正欲使其佳？（『世説新語・言語』）

（若者の事など何の関係があつて、彼らを立派にならせたいと思うのか？）

(38) 見謝仁祖之，令人得上。(『世説新語・品藻』)

(謝仁祖に会うと、いつも啓発させられる。)

(39) 謂客曰，使人思安豐。(『世説新語・任誕』)

(客に向かって言った、安豊を思い出させるなあ。)

それから半世紀ほど経て成立したとされる『百喻経』では、「使」「令」構文は59例出現し、内「使」構文が40例、「令」構文が19例と、「使」構文のほうがやや多く用いられている。仔細に見れば、全40例の「使」構文の内、命令義は8例だったのに対し、使動義が32例で総数の80%と多数を占めていることは注目に値する結果である。また、全19例の「令」構文の内、命令義は4例であったのに対し、使動義は15例で総数の79%と、こちらも多数を占めていた。『百喻経』中では、使動義の「使」「令」が生産的に用いられていた様子が窺える。以下(40)(41)は命令義の例、(42)(43)(44)は使動義の例である。

(40) 我當坐一床上，使人興之，於上散種。(『百喻経・比種田喻』)

(椅子の上に座って、これを人に命じて担がせ、上から種をまくのだ。)

(41) 即便使人種種加害，擯令出國。(『百喻経・人效王眼鍾喻』)

(そこで人に命じて様々な害を加えさせ、国から追い出してしまった。)

(42) 我欲求道，願見教授，使我立得。(『百喻経・醫與王女藥令卒長大喻』)

(私は道を求めている、どうか教え授け、私にすぐに得させてほしい。)

(43) 速能令我證最妙法。(『百喻経・醫與王女藥令卒長大喻』)

(たちまち私に最も優れた教えを悟らせた。)

(44) 自失其利，復使彼失。(『百喻経・為悪賊所劫失 喻』)

(ただ自分がその利を失うだけでなく、彼にも[利益を]失わせてしまう。)

また、両文献の「使」「令」構文全234例の中で、上例のような命令義は計122例と依然として豊富に出現していた一方で、派遣義に解釈出来る例は、『世説新語』に以下に示す1例が見えるのみで、『百喻経』には1例も現れていない。これは、「使」の原義は派遣義で、後に命令義へと変化したとする筆者の予測を裏付けるものであると言えよう。

(45) 惠帝使王夷甫往看。(『世説新語・容止』)

(惠帝は王夷甫を派遣して見舞いに行かせた。)

但し、『世説新語』と『百喻経』の成立年代の差は100年にも満たず、この間に両文献の使動義の割合の推移に示されるような文法化の進行があったかは判断し難い。成立年代の近い文献間での変化の機微を確かめるためには、同時期の、より多くの伝世文献を調査する必要がある。今後の調査課題としたい。これに留意した上で、次節から中古早期の代表的文献として両文献をまとめて考察し、上古期と比べて中古早期の「使」構文に用いられる語(使役主・非使役主・V2)に如何なる差異があるかを調べ、文法化の程度を確かめる。調査の要点としては、使動義の「使」構文の「V2の自主性と動作性」「使役主の自主性」「被使役主の自主性」の3点を中心に調べつつ、新興形式の発達や、被使役主の省略現象にも触れる。

3.2 V2の自主性と動作性¹¹⁾

『世説新語』では、「使」「令」構文の使動義の全65例の内、V2に自主性と動作性が弱い語として用いられていたのは「憂」「延」「有」「忘」「開滌」「佳」「生」「得」「炳然」「疏」「至」「箸」「盡」「過」「負」「思」「厭」「無」「已」「已已」「釋然」「存」「遠」「沈」「著」「喘息」「成」「弘潤」「親」「復」「方」「喜」「怒」「知」「死」「泰」の36種で、46例(約71%)が出現してい

た。特に、以下の例(46)(47)(48)の如く、V2に「憂」「喜」「怒」「知」などの感情・知覚動詞を用いた例や、例(49)(50)(51)(52)の如く、上古期にはほとんど見られなかった「開滌」「炳然」「釋然」「喘息」などの複音節の形容詞・状態動詞が用いられている例が多く出現していることは、中古早期にV2の自主性と動作性が大幅に減少し、極めて状态的な語を用いることが出来たことを十分に示している。

(46) 聞和哀苦過禮，使人憂之。(『世説新語・德行』)

(聞くところ和の哀しみ方は礼法を越えるようで、心配にさせるのだ。)

(47) 髡參軍，短主簿，能令公喜，能令公怒。(『世説新語・寵禮』)

(ひげ參軍とちびの主簿、わが君を喜ばせもするが、怒らせもする。)

(48) 慎不可令大郎知。(『世説新語・儉嗇』)

(くれぐれも長男には気づかれぬようにしてくれ。)

(49) 非唯使人情開滌，亦覺日月晴朗。(『世説新語・言語』)

(人の心を洗い清めてくれるばかりか、日月までがさわやかに感じられる。)

(50) 三乘佛家滯義，支道林分判，使三乘炳然。(『世説新語・文学』)

(三乗は仏教の難題だが、支道林は分けて整理し、三乗をはっきりさせた。)

(51) 若能朝天子，使群臣釋然，萬物之心，於是乃服。(『世説新語・規箴』)

(もしも天子に謁見して、群臣にすっきりと理解させることができたならば、皆の心は従うだろう。)

(52) 體小不安，令人喘息。(『世説新語・言語』)

(体は少しも落ち着かず、息を激しくさせた。)

一方で、自主性と動作性の強い動詞がV2に用いられていたのは、「借」「飛去」「應接」「見」「還」「蔽」「驅」「遊」「行」「賣」「比」「葬」「質」「種」

「来」「壽」「娶」「送」の18種で、出現数は以下の例(53)(54)(55)を含む19例(約29%)に留まっている。但し、V2の動作性は強くても、自主性が強いとは見なし難い用例が多い。例(55)では被使役主(其母)は発話の時点で既に死亡しており、V2をコントロールする力も無ければ、自主性も無い。むしろ、V2をコントロールしているのは使役主(郭氏の娘と李氏の娘)であるということを考慮すれば、直接使役的な用法であると言えよう。

(53) 吾有車而使人不_レ敢借，何以車為？(『世説新語・德行』)

(私は車を持っているのに人に遠慮して借りないようにさせた、何の為の車か?)

(54) 不可復使_レ羌人東行。(『世説新語・尤悔』)

(二度と羌人を東に進ませてもらえない。)

(55) 各欲令_レ其母合葬，經年不決。(『世説新語・賢媛』)

(各々が母を合葬させたいと望み、何年経っても決着がつかなかった。)

『百喻經』では、使動義の全47例の内、V2に自主性と動作性が弱い語として「破」「得」「脱落」「受」「冷」「大」「長大」「痛」「有」「成」「生」「平」「無」「濕爛」「調善」「亡」「迷亂」「失」「爽」「長」「證」「利」「差」「熟」「茂」「堅」の26種が42例(約89%)用いられている。この内、「冷」「大」「長」「濕爛」「迷亂」といった形容詞・状態動詞が、『世説新語』よりも類を増して用いられていることは、「使」が文法化したことで、採ることの出来る語の種類が徐々に拡大していったと解釈出来る。以下に例を示す。

(56) 即於火上，以扇扇之，望得_レ使冷。(『百喻經・煮黑石蜜漿喻』)

(そこで火の上に置いて、扇でこれをあおぎ、あおいで冷やそうとした。)

(57) 好看駝皮，莫_レ使濕爛。(『百喻經・估客駝死喻』)

(よくラクダの皮を見ておいて、濡らしてはいけない。)

(58) 妄授禪法，使前人迷亂失心。(『百喻經・口誦乘船法而不解用喻』)

(むやみに座禪の仕方を授けて、先輩たちをも迷わせほんやりとさせる。)

一方、V2に自主性と動作性の強い動詞は「飛行」「没」「見」の3種が5例(約11%)出現するのみで、V2の自主性と動作性は大幅に弱まっていたと言えよう。以下、例を示す。

(59) 著此履者，能令人飛行無罣礙。(『百喻經・毘舍闍鬼喻』)

(この履物を使えば、空中に飛ばして誰にも妨げなくさせることができる。)

(60) 如彼愚人，使他沒海。(『百喻經・口誦乘船法而不解用喻』)

(彼の愚人が、彼を海に沈めてしまったようなものだ。)

3.3 使役主の自主性¹²⁾

『世説新語』では使動義の「使」「令」構文の全65例の内、明らかに無情物・節を使役主に用いているのは、以下の例(61)(62)(63)を含む16例(約25%)で、『百喻經』では「使」「令」構文の全47例の内、明らかに無情物・節が使役主である例は、以下の例(64)(65)を含む16例(約34%)であった。以下に例を示す。

(61) 酒正使人人自遠。(『世説新語・任誕』)

(酒こそが我々を知らずのうちに遠く離れた世界へと行かせるのだ。)

(62) 此事豈可使卿有勳邪。(『世説新語・排調』)

(この事は君に手柄を立てさせるほどのものでもないよ。)

(63) 昨與士少語，遂使人忘疲。(『世説新語・賞譽』)

(昨日士少と語って、疲れを忘れさせてくれた。)

(64) 教諸眾生，令得解諸法。(『百喻經・病人食雉肉喻』)

(多くの人に教えて、様々な教えを理解させられる。)

(65) 有愚人法，殺善男子，詐現慈悲，故使將來受苦無窮。(『百喻經・婆羅門殺子喻』)

(愚人の方法は、善い男を殺し、偽り慈悲を表すので、将来限りない苦しみを受ける。)

しかし、まとめれば、「使」「令」構文は中古早期においても、有情物を使役主として用いる、以下の(66)(67)のような例が主であったと言える。

(66) 我令卿復君臣之好，何以猶絕？(『世説新語・方正』)

(私はあなたに君臣のよしみを回復させようとしたのに、なぜまだ絶交しているのか？)

(67) 我能使爾求子可得。(『百喻經・婦女欲更求子喻』)

(私は子供が欲しいというあなたの願いを叶えることができる。)

3.4 被使役主の自主性

『世説新語』では使動義の全65例の内、以下の例(68)(69)(70)の如く兼語に無情物が用いられたのは25例で約38%を占める。『百喻經』では「使」「令」使動義の全47例の内、以下の例(71)(72)(73)の如く兼語が無情物の例は19例で約40%を占める。特に、例(69)は、被使役主に普通名詞ではなく場所名詞(門内)が用いられており、上古期には見られなかった、被使役主に用いられる語の種類の広がりが確認出来ることは注目に値する。

(68) 譬如芝蘭玉樹，欲使其生於階庭耳。(『世説新語・言語』)

(例えるなら芝蘭や玉樹のようなもの、それを庭先に生じさせたいのだ。)

- (69) 冰為起大舍，市奴婢，使門內有百斛酒。(『世説新語・任誕』)
(氷は大きな家を建ててやって、下僕下女を買い与え、家に百斛の酒が絶えぬようにした。)
- (70) 頻語左右，令温酒來。(『世説新語・任誕』)
(しきりに左右の者にいった、温かい酒を持って来い。)
- (71) 毀他善法，使道果不成。(『百喻經・破五通仙眼喻』)
(その人の善い行いを壊して、修行を完成させなかった。)
- (72) 云何能令是麥茂好。(『百喻經・比種田喻』)
(たずねて言うにはどうしてこんなに麦をうまく茂らせることが出来たのか。)
- (73) 應當師諮，受行教誡，令法芽生。(『百喻經・比種田喻』)
(当然師に相談して、その戒めを守り、教えの芽を生えさせるのだ。)

但し、被使役主が有情物の場合であっても、その自主性が失われている例は多い。特に、以下の例 (74) (75) に見られるような、被使役主に非指示的な代名詞「人」を用いた「使/令+人+V2」形式が最も多い。そのV2には感情・知覚動詞、形容詞が置かれている¹³⁾。

- (74) 庇其宇下，使人忘寒暑。(『世説新語・賞譽』)
(その屋根の下に庇われていると、寒さも暑さも忘れさせられてしまう。)
- (75) 見之乃不使人厭，然出戶去，不復使人思。(『世説新語・賞譽』)
(彼と会うと人を飽きさせないが、部屋を出ると、もう思い出せない。)

被使役主に関して最も注目すべきは、上例 (68) (74) (75) の如く、被使役主に「人」「其」といった非指示的な代名詞が用いられている例のほか、以下の例 (76) (77) (78) (79) の如く、被使役主が省略された例が大幅に増加していることである。

(76) 客試使驅來，氾蕪而不肯舞。（『世説新語・排調』）

（客が試しに〔鶴を〕追い出してみたが、羽をばたつかせて舞おうとしなかった。）

(77) 上意欲令小加弘潤。（『世説新語・政事』）

（お上の意向では〔これに〕少しばかり緩やかさを加えたいということです。）

(78) 何必不見欲使不生。（『百喻経・飲木筍水喻』）

（〔これを〕生じさせまいとするのを見なくて済む。）

(79) 與我女藥，能令卒長。（『百喻経・醫與王女藥令卒長大喻』）

（私の娘に薬を与えて、すぐに成長させることが出来た。）

上古期の「使」の中心的意味であった派遣義・命令義においては、「使」は直後の項（被使役主）への支配力が強く、被使役主が省略される例は限られていた。むしろ、被使役主は具体的に示され、代名詞を用いることも多くはなかった。曹晋（2011：603）の調査では、前漢成立の『戦国策』の「使」構文249例中、被使役主が省略されたのは19例（約7％）に留まり、「人」「之」¹⁴⁾などの非指示的な代名詞が用いられたのも73例（約29％）である。

しかし、文法化に伴って中心的な意味となる使動義では、「使」は文中で使役マーカ儿的な役割を担うのみで、動詞として直後の項（被使役主）を支配する力を弱めていった。その結果、統語的要求のみから被使役主に非指示的な代名詞を用いるようになり、頻繁に省略されるようにもなったと考えられる。『世説新語』では、使動義の全65例の内、被使役主が省略された例は14例、非指示的な代名詞「人」「其」が用いられている例は15例で、合わせて29例（約45％）と半数近くを占める。『百喻経』では、使動義の全47例の内、被使役主が省略された例は21例（約45％）で、非指示的な代名詞「人」が用いられた例は1例のみで、合わせれば同様に半数近くを占める。特に、『百喻経』では「使」「令」構文の使動義の内の約45％は被使役主が

省略されていることは、省略が半ば常態化しつつあった様相も窺える。

3.5 新興形式（使役主 + V1 + 被使役主 + 使 / 令 + V2）の出現

『世説新語』『百喻経』には、「使」「令」構文の新興形式である「使役主 + V1 + 被使役主 + 令 + V2」形式が散見される。『世説新語』には以下の例(80)に示す1例が、『百喻経』にも例(81)(82)の2例が出現していた。上古期にはほとんど見られない、この種の新興形式の出現は、「令」が中古早期に相当に機能語的性格を強めていることの証左となる¹⁵⁾。重要なのは、例(80)(81)(82)で、被使役主が「令」の前方に置かれていることである。

(80) 晏乃畫地令方，自處其中。(『世説新語・夙惠』)

(晏はそこで地面に四角に線を引き、その中に自分の身を置いた。)

(81) 乃於樓上，得一磨石，磨刀令利，來下而剝。(『百喻経・就樓磨刀喻』)

(塔の上で、研石を見つけて、刃物を磨いて鋭利にして、降りてきて皮をはがした。)

(82) 蹋地令堅，其麥不生。(『百喻経・比種田喻』)

(地を踏んで固くして、その麦が生えないようにしてしまった。)

上古期においても、「使」「令」前方の無情物や節が使役事象を表す例は散見されていたが、上例の如く、新たに導入されたV1に伴って被使役主が「令」の前方に置かれた形式が出現したことは、見方を変えれば、「令」とV2の緊密性が非常に強くなっているとも解釈出来よう。また、調査した両文献には「使」を用いた新興形式は出現していないが、古屋(2000:282)の調査によれば、『百喻経』成立から半世紀ほど経た北魏成立の農書『齊民要術』では、「令」と「使」を用いた新興形式が合わせて116例出現しているという。以下に例を示す。

(83) 坑内近地鑿壁為孔，插枝於孔中，還築孔使堅。(『齊民要術・藏葡萄法』)

(底近くの坑壁に鑿で穴をあけ，葡萄の枝を穴に挿し，更に穴を築き固めておく。)

(84) 炒葱令熟，以和肉醬，甜美異常也。(『齊民要術・作醬法』)

(葱を炒めて熟させて，肉の醬油漬けと和えると，非常に甘美である。)

(85) 預銼麴，曝之令極燥。(『齊民要術・酒法』)

(あらかじめ麴を削り取っておき，これを陽に曝して極めて乾燥させる。)

3.6 調査のまとめ

本章では，中古早期の「使」「令」構文について『世説新語』と『百喻經』を用いて網羅的な調査を試みた。以下の図は，各節の調査結果をまとめたものである。

『世説新語』	使動義	命令義	命令義 + 使動義
「使」	43例 (46.8%)	49例 (53.2%)	92例 (100%)
「令」	22例 (26.6%)	61例 (73.4%)	83例 (100%)
「使」 + 「令」	65例 (37.2%)	110例 (62.8%)	175例 (100%)

『百喻經』	使動義	命令義	命令義 + 使動義
「使」	32例 (80.0%)	8例 (20.0%)	40例 (100%)
「令」	15例 (79.0%)	4例 (21.0%)	19例 (100%)
「使」 + 「令」	47例 (79.7%)	12例 (20.3%)	59例 (100%)

(V2)	状態動詞 形容詞	動作動詞	使動義の「使/令」構文
『世説新語』	46例 (70.8%)	19例 (29.2%)	65例 (100%)
『百喻經』	42例 (89.3%)	5例 (10.6%)	47例 (100%)

(使役主)	無情物	有情物	使動義の「使/令」構文
『世説新語』	16例 (24.6%)	49例 (75.4%)	65例 (100%)
『百喻経』	16例 (34.0%)	31例 (66.0%)	47例 (100%)

(被使役主)	無情物	有情物	使動義の「使/令」構文
『世説新語』	25例 (38.4%)	40例 (61.6%)	65例 (100%)
『百喻経』	19例 (40.2%)	28例 (59.8%)	47例 (100%)

本稿で論の中心とする「使」構文に限れば、使動義が『世説新語』で総数の約47%、『百喻経』で総数の約80%という高い割合を占めていたことは、上古期からの文法化の進歩を少なからず反映していると言えよう。仔細に見れば、V2の自主性と動作性が減少し、状態動詞・形容詞が類を増してV2に用いられていたこと、使役主と被使役主の自主性の減少に伴い、無情物が用いられる傾向がやや見られたことなどが明らかとなった。「使」の文法化は、中古早期においても、「V2の動作性と自主性の減少」「使役主の自主性の減少」「被使役主の自主性の減少」の3つの要因が複合的に作用して進んでいったことに疑いないだろう。

また、「使」構文の被使役主が省略される現象は、これまで「省略」としてしか処理されず、なぜ省略されたのかという理由は明らかでない。次章では、この省略現象から、意味と形式の対応を探る認知的アプローチ（類像性）を用いて「使」構文を新たな角度で考察する。

4. 類像性 (iconicity) と「使」構文

本章では、これまで漢語の通時的研究で説明原理とされることの少なかった「類像性 (iconicity)」という概念を用いて、新たな視点から「使」構文の通時的解釈を試みる。類像性という概念は、「言語の表現形式とその意味との間には何らかの関連性がある」とする、認知的アプローチを支持す

る学者によって長く研究されてきた。言語学における類像性とは、平明に言えば「言語の形式と表す意味の対応関係」を指すが、その代表的な研究として挙げられるのは Haiman 1980, 1983, 1985の一連の研究であろう。彼は統語類型論の成果を取り入れ、類像性を幾つかの下位概念に区分しながら、言語に遍く存在する類像性を提起した。後に、より詳細な分類を試みた Hasplemath (2008 : 1-2) は、類像性を「量の類像性」「複雑さの類像性」「結合の類像性」「線の順序の類像性」「隣接の類像性」「統語的同型の類像性」「系列的同型の類像性」の7種に下位分類している。この内、本稿で扱う使役構文と特に関与が深いものとされてきたのは「結合の類像性 iconicity of cohesion」であろう。

(86) The terrorists exploded the bomb in central New Delhi.

(テロリストはニューデリーの中心で爆弾を爆発させた。)

(87) The terrorists made the bomb explode in central New Delhi.

(テロリストはニューデリーの中心で爆弾を爆発するようにした。)

(高見 2011 : 177)

上例は、いずれも「爆弾が爆発する」という被使役事象(結果)を表しているが、例(86)では、原因と結果が一語に包含された語彙的使役動詞(explode)のみを用いているのに対し、例(87)は、explodeの他に使役動詞madeを用いて原因と結果を迂言的(periphrastic)に表現している。高見(2011 : 176)は、例(86)では、テロリストが爆弾を直接爆発させたと解釈される一方で、例(87)では、テロリストにとって爆発を引き起こすのは難しく、何らかの間接的な手段(ガソリンを撒く等)を用いて爆弾が爆発するように仕向けた、という解釈が生じると説く。つまり、語彙的に表現された使役構文が表す意味は直接使役的であり、迂言的に表現された使役構

文が表す意味は間接使役的であるということになる。

このような同一言語内の複数の使役構文に見られる差異にも、早くに Haiman (1983 : 782-784) は類像的視点から言及しており、まず、下図を示して「The linguistic distance between expressions corresponds to the conceptual distance between them. (表現間の言語上の距離はそれらの概念上の距離に対応する。)」と述べ、特に、使役構文について「If two causatives contrast within a given language, such that they correspond to structures given in a-d, and they contrast semantically with respect to the conceptual distance between cause and result, then the conceptual distance between cause and result will correspond to the formal distance between cause and result. (与えられた言語内で2つの使役構文が対比されるならば、それらは a-d に与えられた構造と対応し、それらは原因と結果の概念上の距離に関して意味的に対比され、そして原因と結果の概念上の距離は原因と結果の形式上の距離に対応する。)」と説明を加えている。

a. X # A # Y

b. X # Y

c. X + Y

d. Z (※「#」は語の境界を表し「+」は形態素の境界を表す)¹⁶⁾

例 (86) (87) はそれぞれ上図の d と a に対応しており、d から a にかけての形式の変化は、間接使役から直接使役への連続性に準えることが出来る。つまり、上図の連続性に見られる語と語の形式上の距離が、使役力の強弱という概念上の距離に類像的に反映されているのである。このような論は、文法に非恣意的な類像性を認める認知的論考のみに見られるものではなく、類型論者である Comrie (1989 : 166-171) などにも見られる。

話を漢語に戻せば、専ら当該言語における述語を巡る類像性（像似性）と
言えば、戴浩一 1988に端を発する「時間順序原則（The principle of temporal
sequence: PTS）」が中心となっていた。漢語は、形態変化を欠いた孤立語的
性格の強い言語であり、語の配列（語順）によって種々の文法現象を表す
ことは周知の通りだが、戴浩一（1988: 10-18）は、漢語の連動フレーズ、複
合動詞、状語（連用修飾語）フレーズなどを構成する語の配列について「它
們的次序由 PTS 表示的事件或行为动作的时间顺序来安排。（それらの順序は
PTS が表す事件あるいは行為動作の時間順序によって配列される。）」と述べ、以
下の例（88）（89）のように、互いに関わり合う文法成分が厳密に PTS に従
って配列されることを指摘した。

(88) 我们开会解决问题。

（私たちは会議を開いて問題を解決した。）

(89) 他做成了这种工作。

（彼はこの類の仕事をやり終えた。）

以降の、述語を巡る類像性の研究は、張丽丽 2003に代表される如く、戴
浩一 1988の説を補強する形で研究が進められてきたと言ってよい。しか
し、そもそも戴浩一 1988の指摘は、類像性のある一面を取り上げているに
過ぎない。彼の言う PTS とは、上述した Hasplemath (2008: 1-2) による、
類像性の下位概念 7 種の内の「順序の類像性」に相当すると考えられるが、
漢語において、その他の類像性が使役構文の説明原理として主張されてい
る論は見られない。そこで本稿では、試行的に、「使」構文の発達プロセス
を動機づける説明原理として結合の類像性を適用することを試みる。

上古期の「使」構文は、派遣義・命令義を表しており、前図 a に該当す

る、極めて間接使役的な用法が主であった。次第に「使」が使動義へと変化すると、自主性の弱い被使役主（もしくは無情物）に対して、一方的に何らかの状態変化を生じさせるという、直接使役的な用法が増加していった。これと平行な過程として、「使」は文法化によって文中で使役のマーカとなるのみで、直後の項（被使役主）への支配力を弱め、下図の如く、被使役主が非指示的な代名詞である例や、省略される例も増加していった。

使役主 + 使 + 被使役主 + V2 → 使役主 + 使 + 非指示的代名詞(φ) + V2

この一連のプロセスを、結合の類像性を用いて解釈すれば、「使」構文は、使動義へと変化して直接使役の領域へと進出するにつれて、前図に倣えば a から b へと形式が縮約化していったと考えられる。つまり、文法化と歩みを同じくして、2つの述語成分（「使」と V2）の結合の程度が強い、より直接使役的な形式へと変化したということになる。

それを示すかのように、張穎炜（2016：74）の調査によれば、北魏に成立した『齊民要術』では、「使」構文の内、70%は被使役主が省略された形式で出現しているという。中古早期において、被使役主が省略されることが「常態化」していたことは、上図に示したように文法構造が縮約しつつあったと捉え直すことが出来るのではないだろうか。また、『世説新語』や『百喻経』にも多く見られる、以下の例（90）の如く被使役主に非指示的な代名詞を用いた例の増加も、普通名詞と比べて極めて情報量の少ない語（人）を統語的な要求のみから用いているという点で、「使」構文の縮約化を支持するものであると考えられる。

(90) 雖未睹三山，便自使人有凌雲意。（『世説新語・言語』）

（三仙山は未だ見えないが、おのずと雲を凌いで天に昇る思いにさせられる。）

結合の類像性を用いることで、先行研究では理由付けがなされていない「なぜ被使役主が省略された形式が上古期から中古早期にかけて増加したのか」という問いにも、一定の説明を果たすことが出来よう。「使」構文は、頻繁に被使役主が省略されながら「使」とV2の言語間の距離を縮めて形式を縮約させることで、直接使役的な意味を表出し易い複合的な形式へと変化していったのである。では、本稿で述べてきた文法化は、類像性とどのように関わっているのだろうか。これを端的に述べれば、通時的に見ても相互に影響していたという事は確かであろう。「使」が文法化の過程で、被使役主への支配力を弱め、文中で使役マーカのような役割を担うようになっていった過程と平行にして、「使」がV2との言語間の距離を近づけることで意味（使役力）を強化する類像的な作用が働いていたのである。

5. おわりに

以上、本稿では、上古期から中古早期にかけての「使」構文の変化と要因を論じてきた。まず、「使」の原義は派遣義であり、語用論的推論によって命令義へと漸次変化したことを主張した。また、中古早期の文献を調査することで、「使」構文が命令義から使動義へと変化する過渡期の様相を確かめた。その結果として、使役主と被使役主は自主性を弱め無情物化する傾向が見られ、V2は動作性と自主性を弱めていることが分かるなど、「使」は上古期から着実に文法化を進行させていることが明らかとなった。また、被使役主が非指示的な代名詞であったり、省略されたりする例が増加していることを、結合の類像性（原因と結果の言語上の距離が使役力の強弱という概念上の距離に対応する）を用いて解釈すれば、「使」構文は形式を縮約化することで、直接使役的な構造類型へと変化する過程があったと考えられる。特に、漢語の通時的研究には、類像性に見られる「意味と形式の対応関係」を重視した認知的な考察が不足していると言わざるを得ない。形態変化に

乏しく孤立語的性格の強い漢語が、他の言語よりも厳密に語の配列（語順）によって種々の文法現象を表しているとするならば、類像性を説明原理とした考察は、より有効であると考えられよう。

そして、「結合の類像性」を用いた説明は、使成式（動詞＋補語＋目的語）の通時的解釈にも援用できるはずである。使成式が使動用法から発展したことは周知の事実だが、その発展の過渡期には隔開式（動詞＋目的語＋補語）と呼ばれる、動詞と補語が目的語に隔たれた特殊な使成式が出現しており、後に形式が縮約化して使成式に合流するという。この過程も、本稿で提示した結合の類像性に基づけば、原因（動詞）と結果（補語）の形式的距離が近づくことで使役力が強化されたと解釈でき、同時期に発展した「使」構文と一括りにして、通時的に解釈することが出来ると考えられるが、これらについては、稿を改めて論ずることとしたい。

註

- 1) 便宜上、本稿では王力（1980：35）に従い、4つに漢語史を区分する。五胡乱華（3世紀頃）以前を「上古期」、以降宋代（12世紀頃）までを「中古期」、以降五四運動までを「近代」、以降を「現代」とする。なお、本稿で言う中古早期とは魏晋南北朝期を指す。
- 2) 本稿で引く全ての用例は、稿末に付した紙本の漢籍にて照合した。
- 3) 当該構文は、伝統文法で「兼語式」と呼ばれる文法形式に属する。意味役割（semantic role）に基づけば、「兼語」は「被使役主（causee）・対象（theme）」に、「主語」は「使役主（causer）」に該当する。本稿では、これらの意味役割に基づいて、「使」構文に用いられる項の呼称をそれぞれ「使役主＋使＋被使役主（対象）＋V2」と統一する。
- 4) 許慎の『説文解字』には「使、伶也。」とある。この「伶」について清代の桂馥『説文解字義証』は「通作令。」とする。
- 5) 李学勤の『字源』によれば甲骨文においては「吏」が用いられていたが、戦国時代に至って「吏」に人偏が加えられ「使」となったとされる。
- 6) 李佐丰（1989：29）が指摘するように、「使」の表す意味は「派遣」「命令」に限らず、使役主と被使役主の関係を考慮すると「请求（要求）」「劝导（忠

- 告)」などにも下位分類出来る。本稿ではこの問題に立ち入らず、中心的な意味のみを扱うこととする。
- 7) 李佐丰 (1989 : 29) は「派遣義・命令義」を「使使」, 「使動義」を「致使」と呼ぶ。
 - 8) 文法化において意味変化は一方向性 (unidirectionally) に沿って生じるとされている。
 - 9) 早くは、雅洪托夫 (1969 : 107) が、上古期の「使」構文の使動義用法について「具有客观环境致使的性质 ; 这种客观环境则间接地造成了客观对象的变化。(客観的環境による使役の性質を備えており、この種の客観的環境が間接的に客観的对象の変化を引き起こしていた。)」と述べて、同構文の使役主と被使役主の特性を言い当てている。
 - 10) 本稿では、紙幅の都合上、文法化を論じる際に主として「使」を用いたが、本章においては、調査による用例数を確保するため、文法化の結果「使」と同様の使動義を同時期に備えていた(曹晋 2011 : 609-610)とされる「令」も考察に含める。尚、具体的な「令」の文法化の過程については、「使」とまとめつつ、別稿で論じるつもりである。
 - 11) 自主性と動作性の強弱に基づく分類は、马庆株 1988, 曹晋 2011, 宋亚云 2014を参考にした。但し、その強弱が曖昧なものもあるため、文脈を考慮して分類した例もある。
 - 12) 小方 (2001 : 90) は、上古期の「使」構文の使役主に無情物・節が用いられた場合、それが原因を表しているかどうか判断し難い例が少なくないと指摘している。中古早期でも同様の様相を呈しているため、本稿では、明らかに無情物・節が使役主となっている用例のみを考察する。そのため、本節で示した調査結果は参考的なものとする。
 - 13) 张丽丽 (2005 : 123) は、この種の「使+被使役主+感受類動詞」形式を「描述性致使用法 (描写性使役用法)」と呼び、中古期から現代まで発展した用法であると説く。
 - 14) 杨伯峻・何乐士 (2001 : 612) によれば、兼語式の被使役主に用いられた代名詞「之」は、およそ戦国晩期から漢魏以降に、次第に「其」に取って代えられたとされる。
 - 15) 大西 (2009 : 24) によれば、上古期の成立とされる馬王堆漢墓出土の医薬書『五十二病方』には、同形式が散見されるという。但し、同時期の『戦国策』『論衡』といった文献には見られないため、ひとまず本稿ではこの新興形式の成立を中古早期と見る。
 - 16) 表のaからdにおいて、使役構文を構成する要素の内、「X」と「Y」は、そ

れぞれ原因と結果を表し、互いに異なる述語成分であり、「A」は被使役主を表す。dに用いられた「Z」は、語彙的使役述語成分を表し、一語の内に原因と結果が結合している。

用例出典

- 『春秋左传注』1981 中华书局
『战国策注释』1990 中华书局
『齐民要术校释』1982 农业出版社
『论语译注』1980 中华书局
『国语』1988 上海古籍出版社
『孟子译注』1961 中华书局
『论衡注释』1979 中华书局
『世说新语笺疏』（修订本）1993 上海古籍出版社
『百喻经』1924（『大正新脩大藏经』第四卷本縁部下所収）
『甲骨文合集』1980（第3册：第1期）中华书局
『说文解字』1963 中华书局
『说文解字義證』1987 上海古籍出版
『字源』2013 天津古籍出版社

参考文献

- Bybee, Joan; Perkins, Revere & Pagliuca, William 1994 『The evolution of grammar Tense, aspect and modality in the languages of the world』 University of Chicago Press.
- 曹晋 2011 「“使令句” 从上古汉语到中古汉语的变化」 『语言科学』 第55期 602-617
- 陈国华 2016 「汉语分析型致使结构在中古的发展—以《论衡》“使”字句为中心」 『语言本体研究』 63-66
- Comrie, Bernard 1989 『Language Universals and Linguistic Typology』 University of Chicago Press（邦訳本：松本克己・山本秀樹訳 1992 『言語普遍性と言語類型論』）
- 戴浩一 1988 「时间顺序和汉语的语序」 『国外语言学』 第1期（黄河訳） 10-20
- 大西克也 2009 「上古汉语“使”字使役句的语法化过程」 『何乐士纪念文集』 语文出版社 11-28
- 范晓 2005 「试论“使”词义的演变及语法化问题」 『语言研究集刊』 第二辑 133-152

- 高見健一 2011 『受身と使役—その意味規則を探る』 開拓社
- 高見健一 2012 「使役構文をめぐって」『ひつじ意味論講座 構文と意味』第2巻
69-87
- Givón, Talmy 1991 『Isomorphism in the Grammatical Code: Cognitive and Biological Considerations』Studies in Language 15-1, 85-114
- 古屋昭弘 2000 「“齐民要術”に見る使成フレーズ Vt + 令 + Vi」『日本中国語学会報』第52期 日本中国学会 268-284
- Haiman, John. 1980 「The iconicity of grammar: Isomorphism and Motivation」『Language』56, 515-540
- Haiman, John 1983 「Iconic and Economic Motivation」『Language』Vol.59, No.4
781-819
- Haiman, John. 1985 「Iconicity in Syntax」『Typological Studies in Language』Vol.6
John Benjamins
- Haspelmath, Martin 2008 「Frequency vs. iconicity in explaining grammatical asymmetries」Cognitive Linguistics 19-1, 1-33
- Heine, Bernd; Claudi, Ulrike & Hünemeyer, Friederike 1991 『Grammaticalization conceptual framework』University of Chicago Press
- Hopper and Traugott 1993 『Grammaticalization』Cambridge University Press (邦訳本：日野資成訳 2003 『文法化』九州大学出版会)
- 胡敫瑞 2005 「动结式的早期形式及其判定标准」『中国语文』第三期 214-225
- 李佐丰 1989 「《左传》的使字句」『语文研究』第二期 29-34
- 梁银峰 2006 『汉语动补结构的产生与演变』学林出版社
- 刘振平 2016 「也谈“使”的语义演变和语法化」『信阳师范学院学报』第36卷第3期 112-116
- 刘文正 2011 「使令动词“使”在先秦到东汉的发展」『东方语言学』第九辑 185-194
- 刘文正 2014 「汉语兼语动词产生于殷商说质疑」『湖南师范大学社会科学学报』第6期 140-145
- 盧壽 1998 「文法化理論について」『鹿兒島経大論集』第39巻第1号
- 马庆株 1988 「自主动词和非自主动词」『中国语言学报』第三期 157-180
- Meillet, Antoine. 1912 「L'évolution des formes grammaticales」『Linguistique historique et linguistique générale』130-148 (邦訳本：松本明子編訳 2007 『いかにして言語は変わるか—アントワヌ・メイエ文法化論集—』ひつじ書房)
- 宋亚云 2014 『汉语作格动词的历史演变研究』北京大学出版社
- 宋亚云 2017 「汉语形容词用于使令式的历史研究」『广西师范学院学报』第38巻第

4 期

- Traugott, E. C. 1982 「From Propositional to Textual and Expressive Meanings: Some Semantic-Pragmatic Aspects of Grammaticalization.」『Perspectives on Historical Linguistics』245-271
- 王力 1980 『汉语史稿』（修订本）中華書局
- 小方伴子 2001 「先秦・兩漢の“使”字句について」『中国語学』248号
- 雅洪托夫 1969 「上古汉语的使动式」『汉语史论集』104-114
- 杨伯峻・何乐士 2001 『古汉语语法及其发展』（修订本）语文出版社
- 张丽丽 2003 「动词复合与像似性」『语言暨语言学』4.1 1-27
- 张丽丽 2005 「从使役到致使」『台大文史哲学报』第六十二期 119-151
- 张颖炜 2016 「《齐民要术》使令类兼语结构分析」『南通大学学报』第32卷 第6期 69-75
- 徐丹 2003 「“使”字句的演变兼谈“使”字的语法化」『语法化与语法研究（一）』商务印书馆出版社 225-238

